

# 資産形成塾 第103回 開催報告書

## ★民法（相続法）改正のポイント★

～ 遺言・相続がどう変わる？ ～



**越野 周治 氏**

弁護士法人 越野・高本法律事務所

弁護士

2008年 9月11日	司法試験合格
2009年12月16日	最高裁判所司法修習終了
2009年12月17日	弁護士登録
2009年12月17日	門山綜合法律事務所入所
2013年 1月15日	越野・高本法律事務所開設
2017年12月	弁護士法人化 御徒町に支店増設
2018年12月	御徒町に事務所を統合・移転

### \*\*\* 越野先生からのメッセージ \*\*\*

幅広い分野の業務で、一つ一つのご依頼に精神誠心誠意、対応して参ります。皆様のパートナーとして、身近で頼れる存在であり続けます。お困りの際は、お一人で悩まずお気軽にご相談ください！

### 【第1部：講演】

今回は、弁護士の越野周治先生をお招きし、民法、特に相続法改正のポイントについてご講演いただきました。前半では、遺言について。自筆証書遺言の方式の緩和について。相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合その目録について自筆を求めないこととされた。通帳、土地・建物の謄本について、これらの目録(コピー)は署名押印する。この緩和で遺言書の作成がかなりスムーズになりますね。

遺言書の保管制度の変更では、自筆遺言証書は遺言者本人法務局に出頭する。遺言書は遺言者死亡後の検認は不要。法務局ではPDFで保管されているそうです。

後半は相続、配偶者居住権、居住建物の所有者と同居してきた配偶者が所有者の死後において、自宅不動産を無償で独占的に使用することができる権利。分割協議、分割審判により取得でき、存続期間は定めがなければ配偶者の修身の間。これで安心してご自宅に住み続けることができます。

他にも遺産分割前の払い戻し制度や相続人以外の者の貢献を考慮するための方策など、時代に合わせた制度についても分かりやすくご説明いただきました。

### 【第2部：個別相談会】

講演の参加者の方から、事前予約をいただく等、相続については皆様の関心の高さが伺えました。相談者の方々の真剣な眼差し、先生はたっぷり時間をかけてお話を聞いてくださいました。相続は早めの対策で、人生を楽しみたいですね！当社の「資産形成塾」のご活用をお勧めいたします！

★次回は、「消費税の還付」「相続税の還付」をテーマを予定しております。少しでも皆様のお役立ちになれば幸いです。



地域と共に68年・未来創造建設業

**川村建設** 株式会社

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-199-6

TEL 048-644-2317(代表) FAX 048-645-7599

Mail info@kawamura-k.co.jp